

中央会

組合活性化情報



2005.4
No.486

わかやま

和歌山県中小企業融資制度

和歌山くみあい祭り

ステップアップ講座

「どう変わったか年金制度」

No.486

2005.4

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
● 第1回「和歌山くみあい祭り」開催	
ステップアップ講座	4
● 「どう変わったか年金制度」PART	
施策情報	6
● 平成17年度和歌山県中小企業融資制度	
和歌山県人事異動	10
和歌山県工業技術センターからご案内	10
65歳まで働ける社会をめざして	12
くみあい元気ルポ	13
会員だより	14
中央会だより	15
● 65歳継続雇用達成事業	
● 役員会開催	
● 情報連絡員会議開催	
● 中央会人事異動	
全国先進組合事例	18
地域の就職支援活動	21
情報連絡員報告	22
共済制度のご案内	24

今月の トピックス

第1回和歌山くみあい祭り開催！

～ 今こそ和歌山産品の魅力を再確認 ～

本会では、3月12日（土）、13日（日）の両日、和歌山地域地場産業振興センター（和歌山市紀三井寺）において第1回「和歌山くみあい祭り」を開催しました。

和歌山県内中小企業組合等の優れた製品・商品を一堂に集め、その魅力を広くアピールすることによって消費者ニーズの把握と共に、組合間の交流を活発にし、更には産業の活性化に結びつけようという趣旨のもと、第1回目の開催の運びとなりました。

当日のオープニングセレモニーでは主催者・来賓挨拶に始まり、テープカットが行われ、午前10時の開場と共に大勢の人たちが来場。

お目当ての地元産品の展示即売ブースや蒔絵・桐小物・魔法のプレート・レザークラフトなどの無料体験コーナーに早くも人の列が出来ました。

又、先進組合の活動事例を紹介するDVD放映、伝統工芸の再織や板金技術を使った彫金の実演コーナーなどいずれも人波が絶えず、改めて地域産品の優良品性と人気の高さを実感しました。

業界をリードしていく多種多様な県下中小企業の意欲の結集を見た「和歌山くみあい祭り」には、2日間で約3千人の来場者があり、第2回目開催に向けて新たなステップを踏み出します。



和歌山県
石橋商工労働部長



中央会
上中副会長

和歌山くみあい祭り

フォト
アルバム



技で魅せる
実演コーナー



青年中央会
ブースも！



試食コーナーも
大人気！



**賑わう各出展
ブース!**

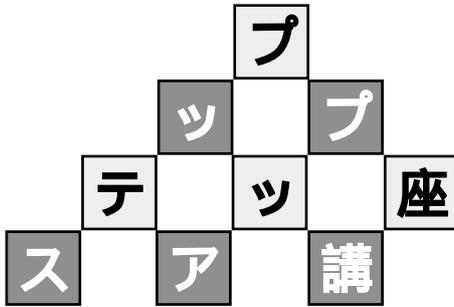


**人気の
体験コーナー**



年金制度はどう

PART



2004年6月5日に「国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、6月11日に公布されました。保険率の上昇を含め、企業経営にも影響を与える改正となりましたので、今回の改正についてのポイントをご紹介します。

改正の基本的な考え方

今回の改正の基本的な考え方は以下の2点に基づいています。

1 「給付と負担」のあり方の新たな方向づけ

社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保すること。(現役世代の負担が過大なものとならないように配慮しながら、公的年金にふさわしい給付水準の確保。)

2 多様な生き方、働き方への対応

年金制度について、女性や高齢者の就労を抑制することなく、個々人の多様な生き方、働き方の選択に柔軟に対応できる仕組みとしていくこと。

給付と負担の見直し

(1) 基礎年金国庫負担率の引き上げ 3分の1 2分の1

現在の3分の1から2分の1へと基礎年金の国庫負担率を引き上げます。

その道筋として、平成16年度から引き上げに着手し、平成17年度及び平成18年度にさらに適切な水準に引き上げると共に、平成21年度までに引き上げを完了します。

(2) 有限均衡方式の導入(平成16年10月施行)

日本の公的年金制度は、将来の全期間にわたって給付と負担が均衡するように考える「永久均衡方式」を基礎としてきました。

しかし、今回の改正で給付と負担を図るべき期間を、既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、すなわち100年程度の期間について、給付と負担のバランスさせることとなりました。この方式が「有限均衡方式」です。

「有限均衡方式」へ移行を図ることから、これまでの財政再計算に代え、少なくとも5年ごとに国民年金および厚生年金財政に関してその現況および概ね100年程度の期間にわたる見通しを作成・公表することとなります。

(3) 保険料水準固定方式の導入(平成16年10月施行)

現行では、給付水準をまず設定し、それに必要な保険

料水準を5年ごとに見直しています。しかし、これでは将来の保険料負担が多額になってしまうとの観点から、改正では将来の保険料水準の上限をまず設定し、その範囲内で年金給付を調整するという考え方をとっています。この方式が「保険料水準固定方式」です。この方式の採用に伴って厚生年金保険料および国民年金保険料は次のようになります。

厚生年金保険料率 13.58% 18.30%

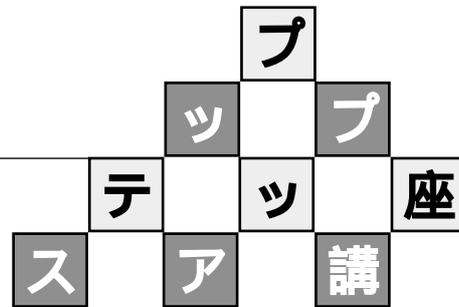
平成16年10月から毎年0.354%(本人負担0.177%)ずつ引き上げ、平成29年度以降は18.30%で固定されます。

国民年金保険料 月額1万3300円 1万6900円

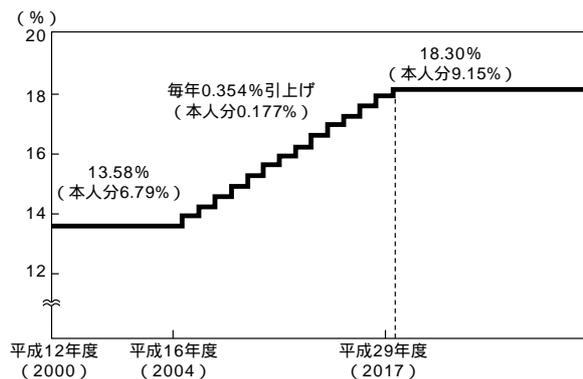
平成17年4月から毎年280円ずつ引き上げ、平成29年以降は16900円(平成16年度価格)で固定されます。平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際に賦課される保険料額は、平成16年度の価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められます。したがって、保険料額は今後の賃金上昇率に応じて変化します。

変わったか

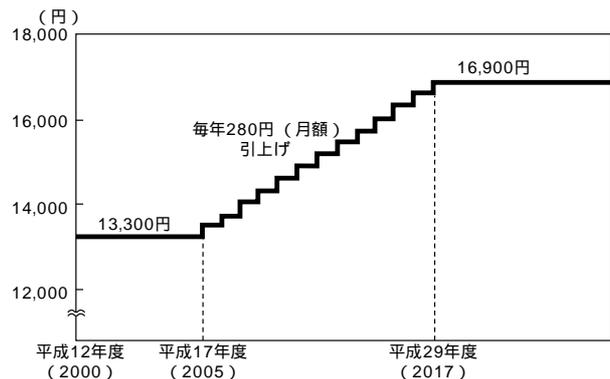
三宅社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三宅 佳代



厚生年金保険料率の引上げ



国民年金保険料の引上げ



(4) マクロ経済スライドの導入 (平成16年10月施行)

現行の年金の原則は、年金をはじめもらうとき (新規裁定者) は現役労働者の賃金の伸びで年金額を改定し、65歳以降の年金受給者 (既裁定者) は物価の伸びで年金額を改定するという仕組みをとっています。今回の改正では、保険料水準固定方式を取るため、負担の範囲内で、給付とバランスがとれるようになるまでは、年金額の伸

びをスライド調整率で調整する仕組みを導入しています。この仕組みは、社会全体の保険料負担能力 (支える力) を年金給付に反映させるというシステムで、専門的には「マクロ経済スライド」と言います。

マクロ経済スライドによる年金調整の考え方を示すと以下ようになります。

< マクロ経済スライドでの年金改定率 >

新規裁定者 = 手取り賃金の伸び率 - スライド調整率

既裁定者 = 物価の伸び率 - スライド調整率

スライド調整率 = 公的年金全体の被保険者数の減少率 + 平均余命の伸びを勘案した一定率 (2025年度までは平均年0.9%程度)

(5) 年金の給付水準 現役世代の50%を確保

標準的な年金受給世代 (1) が受け取る年金給付水準は、年金を受け取り始めた65歳時点で、現役サラリーマン世帯の平均賃金 (2) の50%を上回るようになるように将来にわたり確保するとしています。

なお、新規裁定で所得代替率が50%を割り込む状態になったときは、マクロ経済スライドによる給付水準をいったん終了し、給付と負担のありかたについて改めて検討することとなっています。

また、給付水準の「50%」は、新しく年金をもらい始める時点での現役世代の賃金に対する比率です。年金を受け始めてから翌年度移行の年金額は物価変動によって

改正されます。通常は賃金上昇率の方が物価上昇率よりも大きいため、年金額の現役世代の賃金に対する比率は下がっていくことになります。

- 1 厚生年金被保険者として40年間男子の平均的な賃金で就労した夫と全期間専業主婦であった妻からなる世帯
- 2 男子厚生年金被保険者の平均賃金

今回は、改正の基本的な考え方における1点目の「給付と負担の見直し」についてご紹介しました。次回は基本的な考え方における2点目の「多様な生き方、働き方への対応について」ご紹介する予定です。

平成17年度和歌山県中小企業融資制度

この制度は、中小企業の事業活動に必要な資金を県と金融機関が協調して融資することにより、その経営の安定、体質の強化、近代化及び合理化を図り、もって中小企業の発展に資することを目的としています。

制度・資金		融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額	
制度	資金				
一	振興対策資金	一般	次のいずれにも該当する方 1. 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方 2. 融資申込日現在において、県内で1年以上継続して事業を行っている方	近代化、経営の改善及び合理化の促進等に必要 設備資金 5,000万円	
		組合	次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合及びこれらの組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体又はその構成員にあつては、中央会会長の推せんを受けた方	事業活動に必要な 運転資金 5,000万円	
		環境	和歌山県振興対策資金(環境枠)借入申込に係る対象施設認定要領に基づく対象施設の申請を行い、知事の認定を受けた方で、当該申請に従って対象施設の整備を実施する方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金 5,000万円	
	短期決済資金	一般	県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる事業を融資申込日現在、1年以上継続して行っている方	環境保全施設整備等に必要 設備資金 5,000万円	所要資金の90%以内で、 5,000万円
		売債	1. 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる事業を融資申込日現在、1年以上行っている方 2. 事業者に対する売掛債権を保有し、それを担保提供できる方	所要資金の90%以内で、 5,000万円	
	融 資	経営支援資金	一般	次のいずれかに該当する方 1. 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種を主たる事業とする方 2. (財)わかやま産業振興財団に下請企業として登録している中小企業者であつて、別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 3. 最近3か月の平均売上高が前年若しくは2年前又は3年前の同期の月平均売上高に比して5%以上減少している方 4. 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下「破産等の申立」という。)を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業(以下「倒産企業」という。)との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立を行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 (ア)倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権(以下「未収債権」という。)を有する方 (イ)倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方	所要資金の90%以内で、 5,000万円
			セイフティ	次のいずれかに該当する方 1. 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方 2. 前項(経営支援資金(一般枠))の第1号から第4号のいずれかに該当する方のうち、前号に規定する特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方	所要資金の90%以内で、 5,000万円
	小企業応援資金	一般	一	県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる事業を融資申込日現在、1年以上継続して行っている小規模企業者	近代化、経営の改善及び合理化の促進等に必要 設備資金 2,000万円
			二	県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる事業を融資申込日現在、1年以上継続して行っている小企業者	事業活動に必要な 運転資金 2,000万円
		組合	次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合の組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体の構成員で中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金 5,000万円	
特小		次のいずれにも該当する方 1. 小規模企業者の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 2. 1箇年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を行っている方 3. 税額のある次の諸税のいずれかを完納している方 (ア)源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は、法人税) (イ)事業税 (ウ)県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 4. 協会保証付きの債務(特別小口を除く。)がない方	設備資金 運転資金 中小企業信用保険法第3条の3第1項に規定する額 現行:1,250万円		

融資制度は、平成17年4月1日現在のものです（金融情勢の変動により金利等を変更することがあります。）。
 表中「小規模企業者」とは、従業員数20人以下（ただし、商業、サービス業は5人以下）の個人、法人をいいます。
 表中「小企業者」とは、従業員数9人以下（ただし、商業、サービス業は4人以下）の個人、法人をいいます。

融資の申込先は、本表の受付機関になっていますが、その際、商工会議所又は商工会を經由して融資を申し込むことができます。
 表中「基本保証料率」とは、無担保保証1.35%、有担保保証1.25%、セーフティネット保証1.00%等の保証協会所定の保証料率をいいます。

融 資 利 率	信用保証及び信用保証料率	融資期間	償 還 方 法 (据 置 期 間)	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関	受 付 機 関 (申 込 先)		
年1.6%以内	必 要 (た だ し 組 合 枠 は 必 要 に 応 じ て 「 要 」) 基本保証料率から県が負担する率を差し引いた率 県が負担する率 0.3% 信用保証料率 1.05%以内	10年以内	割賦償還 据置なし	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫 紀陽銀行 南都銀行 泉州銀行	取扱金融機関 ただし、組合枠は中小企業団体中央会又は商工組合中央金庫		
		7年以内	割賦償還 据置 設備資金 1年以内 運転資金 6ヶ月以内		保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による		産業支援課又は振興局 地域行政課	
		設備資金 10年以内				保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による		取扱金融機関
		運転資金 7年以内						
10年以内	1年以内	割賦償還 据置なし 金融機関所定の償還方法による	百五銀行 和歌山銀行 第三銀行	取扱金融機関				
年1.4%以内	1.05%以内	1年以内	割賦償還 据置なし	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	関西アーバン銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合 和歌山県医師信用組合 和歌山県信用 農業協同組合連合会 わかやま農業協同組合 ながみね農業協同組合 紀の里農業協同組合 岩出町農業協同組合 紀北川上農業協同組合	産業支援課 又は 振興局 地域行政課		
	0.55%		割賦償還 据置 1年以内				ありだ農業協同組合 紀州中央農業協同組合 グリーン日高農業協同組合 みなべいなみ農業協同組合 紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合	取扱金融機関
年1.0%以内	1.05%以内	7年以内	割賦償還 据置なし	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	ありだ農業協同組合 紀州中央農業協同組合 グリーン日高農業協同組合 みなべいなみ農業協同組合 紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合	取扱金融機関 ただし、組合枠は中小企業団体中央会又は商工組合中央金庫		
			0.70%				割賦償還 据置 1年以内	（ただし、振興対策資金及び小企業応援資金の組合枠の取扱金融機関は商工組合中央金庫とする。）
年1.0%以内	1.05%以内	7年以内	割賦償還 据置 1年以内	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	ありだ農業協同組合 紀州中央農業協同組合 グリーン日高農業協同組合 みなべいなみ農業協同組合 紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合	取扱金融機関 ただし、組合枠は中小企業団体中央会又は商工組合中央金庫		
		設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	割賦償還 据置 設備 1年以内 運転6か月以内				不要	
年1.0%以内	0.70%	6年以内	割賦償還 据置なし	不要	（ただし、振興対策資金及び小企業応援資金の組合枠の取扱金融機関は商工組合中央金庫とする。）	取扱金融機関 ただし、組合枠は中小企業団体中央会又は商工組合中央金庫		
			割賦償還 据置なし				不要	

制度・資金			融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額
制度	資金	枠			
一 般 融 資	新 規 開 業 資 金	一 般	経験や資格等を生かして、独立して新たに事業を開始しようとする方（開業後1年未満の方を含みます。）で、次のいずれかに該当する方 1. 法律に基づく資格を有し、その資格を生かして事業を開始しようとする方 2. 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた技術をもって新たに事業を開始しようとする方 3. 同一企業に継続して3年以上、かつ同一業種に通算して7年以上勤務し、退職後1年以内に同一業種の事業を営もうとする方（法人役員経験者を含みます。）	設備資金 運転資金	所要資金の70%以内で 1,000万円 所要資金の70%以内で 500万円
		創 業	独立して創業しようとする方（開業後1年未満の方を含みます。）で、次のいずれかに該当する方 1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内に個人で創業しようとする方 2. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内に会社を設立して創業しようとする方 3. 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 4. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後1年未満の方 5. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後1年未満の会社 6. 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、創業後1年未満の会社	設備資金 運転資金	自己資金相当額以内で 1,500万円
政 策	元 気 わ か や ま 資 金		次のいずれにも該当する方 1. 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方 2. 融資申込日現在において、県内で1年以上継続して事業を行っている方 3. 直近の決算において債務超過でない方 4. 融資申込金融機関と正常な取引関係にある方	設備資金 （ただし、土地、建物の取得を除く。） 運転資金	5,000万円 （ただし、運転資金については直近決算の月商の2倍以内とする。）
		資 金 繰 り 安 定 資 金	借 換	次のいずれにも該当する方 1. 融資申込時点において、和歌山県中小企業融資制度（和歌山県信用保証協会の保証付き）に係る借入金残高（平成17年3月31日までに融資実行された借入金に係る残高のうち、融資期間が1年以内の短期資金に係る残高を除いた残高をいう。）のある方 2. 本制度を利用することにより月々の返済負担を軽減することができる方 3. 資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、本制度の融資期間内での完済が十分見込まれる方	返済資金 （県制度融資の残高と同額以内の協会保証付きプロパー資金の残高を含む。） 運転資金
策 融 資	成 長 サ ポ ー ト 資 金	再 生	和歌山県再生支援協議会による支援決定により、再生計画書を策定し、それに基づいて事業再生を実施する方で、なおかつ、金融機関独自の融資を当該資金と同額以上受けることができる方	設備資金 運転資金	金融機関独自融資相当額以内で 1億円
		一 般	次のいずれかに該当する方 1. 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って経営革新のための事業を実施する方 2. 常用労働者（ただし、新卒者で、雇用保険の被保険者資格取得者に限る。）を3人以上雇用し、それに伴い設備資金（設備資金の利用に伴う運転資金を含む。）を必要とする方（ただし、雇用する予定の方（2か月以内に雇用する見込みの方を含む。）を含む。） 3. 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法又は中小企業経営革新支援法に基づく計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方	設備資金 運転資金	5,000万円 5,000万円
資 金	認 証	I T	次のいずれかに該当する方 1. 情報ネットワークを使い、商品の開発やサービスの提供、企業間取引を始める方 2. 経営の近代化・合理化等を行うため、IT機器を導入する方 3. デジタル情報の製作、ソフトウェア等の開発・支援、情報ネットワークの構築・運用等を行う方	設備資金 （ただし、IT関連設備に限る。）	3,000万円
		認 証	次のいずれかに該当する方 1. 国際標準化機構が制定した国際規格（ISO 9000又はISO 14000シリーズ）の認証（以下「認証」という。）を取得するために設備の導入又は改修を行う方 2. 食品衛生法の総合衛生管理製造過程（HACCP）及び和歌山県食品衛生管理認定制度の認定を取得するために設備の導入又は改修を行う方 3. 上記1又は2の認証等を取得するための審査登録費用、コンサルタント費用等を必要とする方	設備資金 運転資金	2,000万円 （うち運転資金は1,000万円以内）
	災 害 復 旧 対 策 資 金		和歌山県中小企業ビジネス評価委員会による事業認定を受けた方で、なおかつ、金融機関独自の融資を当該資金と同額以上受けることができる方	設備資金 運転資金	金融機関独自融資相当額以内で 1億円
			災害対策基本法（昭和36年法律第223）第2条第1号に定める災に定める災害の復旧に要する資金であり、当		

信用保証料について、基本保証料は 有担保保証の場合1.25%、無担保保証の場合1.35%の料率が（ただし、それぞれについて過去の返済が順調であった事業者については、0.05%、そのうち、貸出リスクの小さい事業者については、さらに0.05%を割引いた料率が）セーフティネット保証に該当する場合1.00%の料率がまた、売掛債

融資の申込先は、本表の受付機関になっていますが、その際、商工会議所又は商工会を經由して融資を申し込むことができます。

融 資 利 率	信用保証及び信用保証料率	融資期間	償 還 方 法 (据 置 期 間)	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関	受 付 機 関 (申 込 先)
年1.6%以内	必 要 基本保証料率から県が負担する率を差し引いた率 県が負担する率 0.3%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	据置 設備資金 1年以内 運転資金 6か月以内	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	UFJ銀行() 三井住友銀行() りそな銀行() みずほ銀行() 商工組合中央金庫 紀陽銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行() 和歌山銀行	産業支援課 又は 振興局 地域行政課
	1.05%以内					
年2.7%以内	必 要 基本保証料率から県が負担する率を差し引いた率 県が負担する率 0.3%	7年以内	割賦償還 据置なし	無担保 第三者保証人不要	第三銀行 関西アーバン銀行 きのくに信用金庫	取扱金融機関
年1.9%以内 (借換枠の返済資金に協会保証付プロパー資金の残高を含む場合は2.4%以内)	必 要 基本保証料率から県及び保証協会が負担する率を差し引いた率 県が負担する率 0.2% 協会が負担する率 0.1%	8年以内	割賦償還 据置なし	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合() ミレ信用組合 和歌山県医師信用組合 和歌山県信用 農業協同組合連合会	取扱金融機関 (但し、再生枠は産業支援課)
年1.6%以内	必 要 基本保証料率から県が負担する率を差し引いた率 県が負担する率 0.3%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	据置 設備資金 1年以内 運転資金 6か月以内	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	わかやま農業協同組合 ながみね農業協同組合 紀の里農業協同組合 岩出町農業協同組合 紀北川上農業協同組合 ありだ農業協同組合 紀州中央農業協同組合 グリーン日高農業協同組合 みなべいなみ農業協同組合 紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合	産業支援課 又は 振興局 地域行政課
		7年以内				

該資金の適用については、その都度別途定める。

権担保融資保証を利用する場合0.85%の料率が適用されます。ただし、これは保証協会による保証承諾時に事業者毎に決定されます。

	(出) 旧 職 名	氏 名	新 職 名
商 工 労 働 部 商 工 政 策 局 商 工 労 働 総 務 課	商工労働部長	石橋 秀彦	危機管理監
	商工労働部 商工政策局長	藁科 善崇	県土整備部 県土整備政策局長
	商工政策局 商工労働総務課長	西上 邦雄	県立医科大学 事務局次長(病院担当)
	商工政策局 商工労働総務課主幹	中畑 仁志	ブランド推進局 マーケティング推進課長
	商工政策局 商工労働総務課副課長	山下 隆之	県工業技術センター 副所長
	商工政策局 商工労働総務課総務班長	田中 亨	総務管理局 財政課長補佐
	商工政策局 商工労働総務課長補佐	鷲山 智	教育委員会事務局副課長
	商工政策局 商工労働総務課主任	米山 光久	健康局国民健康保険課 主任
	商工政策局 商工労働総務課主任	木下 敏	商工政策局産業支援課 主任
	商工政策局 商工労働総務課主査	小山 隆寛	広報室主査
	商工政策局 商工労働総務課主査	明石 幸子	総務管理局人事課主査
	商工政策局 商工労働総務課主事	児嶋 均	有田振興局 健康福祉部主事
	県参事 (県経済センター事務局長)	金沢 武治	退 職

	(出) 旧 職 名	氏 名	新 職 名
商 工 労 働 部 商 工 政 策 局 商 工 振 興 課	商工政策局 商工振興課副課長	田熊 俊明	県立医科大学 事務局病院課長
	商工政策局 商工振興課主任	田中 一寿	商工政策局商工振興課 商業振興班長
	商工政策局 商工振興課商業振興班長	藤森 弘之	商工政策局産業支援課 企画調整班長
	商工政策局 商工振興課主任	峠原 和明	県立医科大学主任
	商工政策局 商工振興課主事	谷口 忠良	商工政策局 商工振興課副主査
	商工政策局 産業支援課長	永井 慶一	商工政策局 商工労働総務課長
	商工政策局 産業支援課副課長	矢口 雅一	商工政策局 商工振興課副課長
	商工政策局 産業支援課企画調整班長	駒井 哲夫	広報室総務班長 兼政策審議室主任
	商工政策局 産業支援課金融班長	藤本 陽司	商工政策局 産業支援課副課長
	商工政策局 産業支援課主査	西 保義	那賀振興局 県民行政部総括主任
	商工政策局 産業支援課主査	岡本 悦宏	道路局道路政策課主査
	商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)	藤田 知生	県立医科大学主査
	商工政策局 産業支援課主査	藤谷 宣之	商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)
商工政策局 産業支援課副主査	寺村 有史	健康局健康対策課副主査	
商工政策局 産業支援課主事	貴志 尚史	東牟婁振興局 健康福祉部主事	
商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)	古田 茂	県工業技術センター 主査研究員	

どんな些細な技術的なことも、電話、e-mail、来所してご相談下さい。技術相談は無料です。
また企業に向いて技術指導も行なっています。

企業からの依頼に基づき試験・分析（有料）を行ないます。
郵送による依頼試験も受け付けます。また機器の貸付を行なっています。

図書、雑誌の閲覧ができます。技術情報誌、研究報告を発行しています。
研究会、技術普及発表会を開催しています。

連絡先：和歌山県工業技術センター（〒649-6261 和歌山市小倉60番地）

電話：073-477-1271 FAX：073-477-2880 073-477-3882（技術相談専用FAX）
ホームページ：http://www.wakayama-kg.go.jp/index.html
e-mail：wintec@wakayama-kg.go.jp

皮革分場（〒640-8124 和歌山市雄松町3丁目45番地）

電話：073-423-8520 FAX：073-426-2074

デザインセンター（〒642-0017 海南市南赤坂11番地 和歌山リサーチラボ2階）

電話：073-483-4590 FAX：073-483-4591
ホームページ：http://dc.wakayama-kg.go.jp/

デザインセンターは工業技術センター内に移転し、3月10日以降から業務を開始いたします。
皮革分場は工業技術センター内に移転し、4月1日から業務を開始いたします。

シニアパワーの活用

～ 65歳まで働ける社会をめざして～



本会では、経験豊かな高齢者の方が意欲と能力がある限り積極的に働けることを目的とした「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

60歳代の経験豊かな人材を活用することで、今後不足が予想される人材を確保することができ、また事業所にとって大切な技能継承のチャンスも増えることとなります。

そのためにも、高齢者が希望すれば継続して働ける環境を今から整えておく必要があります。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による 高年齢者の安定した雇用の確保

定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めるときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、

労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

高年齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月

62歳

平成19年4月～平成22年3月

63歳

平成22年4月～平成25年3月

64歳

平成25年4月～

65歳



日本のモノづくりを支える サポーターイングインダストリー

～ 和歌山県鋳物工業協同組合 ～

プロフィール

鋳鉄鋳物製造業の組織として、昭和24年中小企業等協同組合法の施行と同期に設立。

設立当初約30企業あった組合員も長年の間に自然淘汰され現在は5社となり組織としては比較的小規模なものとなっている。

しかし少数ゆえに組合員相互の協調性と団結力は素晴らしく和歌山の伝統ある地場産業の一員として益々の発展を期しています。



湯川理事長

現在の活動状況について

全国各地に存在している当業界組合がそのメイン事業として殆ど実施し得ない原材料の共同購入事業を順調に運営し、各組合員企業の生産コストの削減に大きく貢献していることを誇りとしていますが、その他、計量証明、廃車の共同廃棄、情報提供、構造改善推進等の事業をも活発に行っています。

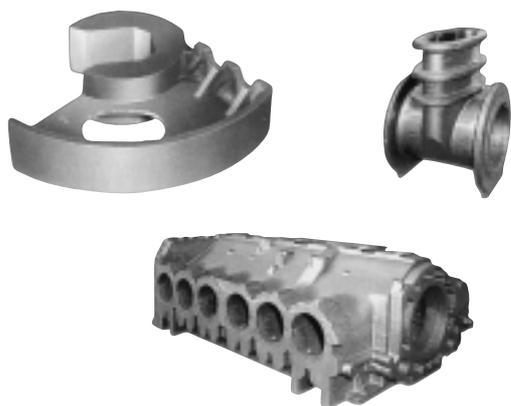


佐武事務理事

組合PR

鋳物は日本の産業の基盤であり、サポーターイングインダストリーとしてわが国のモノづくりを支えている業界として、なくてはならぬ存在です。

私どもはこの使命感を常にたずさえ、鋳物製品の安定供給に邁進致します。



組合所在地 和歌山市中之島1832番地
T E L 073-432-2515
F A X 073-432-2516
U R L <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/imono/>
E - m a i l imono-wa@sirius.ocn.ne.jp
設立年月日 昭和24年2月1日
組合員数 5

会員だより

～ マリーナシティで中古車フェア開催～

和歌山県中古自動車販売商工組合

3月19日(土)～21日(月)の三日間和歌山マリーナシティにおいて、中古車フェアが開催されました。

組合員15社からの出展車300台が会場一杯に整然と並び、来場者はお目当ての車の前でチェックを入れたり、係員の説明に熱心に耳を傾けます。

天候にも恵まれた連休中とあって、家族連れやカップルで賑わいを見せ、3日間で約2,500人の来場者がありました。

春と秋に開催されるこのフェアを心待ちにしている人たちも多く、期間中の成約台数は33台と上々の成果でした。



和歌山県中古自動車販売商工組合
TEL 073-432-7133

中央会だより

65歳継続雇用達成事業第2回セミナー

中央会では、3月12日（土）和歌山地域地場産業振興センター（和歌山市紀三井寺）において、65歳継続雇用達成事業実施の一環として第2回セミナーを開催しました。

「国際化の時代心豊かに生きる」をテーマに、キャスターの若林正人氏を講師に迎えました。

ヨーロッパ各国に駐在したエピソードを交えながら、真の国際人としての豊富な体験を知性豊かに、又、ユーモアたっぷりに語る若林キャスターの講演を、来場者一同熱心に聴き入っていました。



又、当日は、同センターの1階展示場で中央会主催の「和歌山くみあい祭り」が同時開催中で、会場内には継続雇用に関する相談コーナーも設けられ、高年齢者雇用アドバイザーが制度導入に際しての各種相談に対応しました。

65歳継続雇用達成会議

3月18日（金）ホテルグランヴィア和歌山において、平成16年度65歳継続雇用達成事業における第4回達成会議を開催しました。

65歳までの継続雇用制度の導入比率の向上に向けて雇用達成委員会を組織し、昨年からの実施してきた本事業もいよいよ第4回目の達成会議を迎えました。

事業方針の策定実施から始まって、1年間における啓発・周知の成果を、まさに総括プレゼンテーションとして、傘下企業を対象とした個別企業訪問報告等交えながら、詳細に審議されました。



ルミエール華月殿にて役員会開催



3月3日（木）ルミエール華月殿において、中央会役員会を開催しました。

平成16年度新規加入組合の承認、補正予算案の承認、規程の改正等が審議され原案通り可決されました。

役員会に引き続き懇親会が催され、和歌山県商工労働部の石橋部長、商工組合中央金庫和歌山支店の速水支店長他来賓出席のなか、終始和やかに懇談されました。



中央会人事異動

異動

新 職 名	氏 名	旧 職 名
事務局長 情報総務部長事務取扱	樫尾義男	情報総務部長 情報総務部総務課長事務取扱
情報総務部総務課長	中井祥之	情報総務部総務課課長補佐
連携支援部支援一課主事	平中克治	情報総務部総務課主事

平成16年度情報連絡員会議開催

3月9日（水）ホテルグランヴィア和歌山にて情報連絡員会議を開催しました。

情報連絡員制度とは、中小企業の景気動向を把握するために、県内の主要業種の組合役職員の方40名に委嘱し毎月1回ご報告いただいているものです。

中央会秦野専務理事の開会挨拶の後、和歌山財務事務所理財課長の森田弘和氏を講師に迎え、「新しい預金保険制度について～ペイオフの解禁の拡大を控えて～」をテーマに講演を実施しました。



その後、事務局より情報連絡員報告の集計結果について説明し、続いて業界特筆事項について情報交換を行いました。各業界から発表される生の声に、非常に有意義な情報交換会となりました。



採用

職名	氏名
参事	石垣均
情報総務部 総務課書記	森田洋子

退職

旧職名	氏名
事務局長	細川俊剛
和歌山県商店街振興組合連合会課長	河島弥栄蔵
連携支援部 支援一課主事	寺本真弓

全国先進組合事例

滋賀県

再生骨材を利用した環境に優しい植栽コンクリートを開発
滋賀県生コンクリート工業組合

所在地 〒520-0041
大津市浜町9番32号
電話番号 077-524-0770
FAX番号 077-524-0970
組合員数 33人
出資金 3,650万円
設立 昭和48年4月

地区 滋賀県
主な業種 セメント・同製品製造業
組織形態 非産地型商工組合
組合専従者 7人
専従理事 2人
URL -

従前より蓄積してきた再生骨材の利用技術を活用して、緑化ポーラスコンクリートを研究開発し、新たな需要の開拓を図ると同時に環境負荷の低減を目指す

背景と目的

生コンの出荷額は、建設需要の低下に伴って年々減少傾向にあり、県下全域では、この7年間に約3割低下していた。生コンの性質から発注される地域が限定されるため、新たな市場開拓の必要性が高まっていた。また、河川の護岸工事に際し、コンクリートブロックの利用は、植物の生育環境を維持することができないという問題を抱えていた。

取り組みの内容

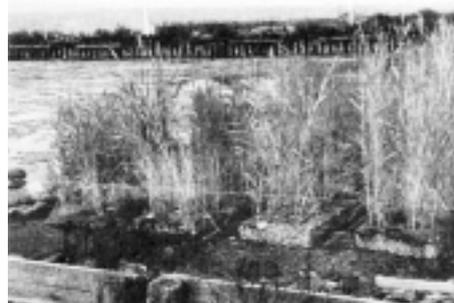
対策として、再生骨材の利用技術を活用したポーラスコンクリート（空隙構造を多く含むコンクリート）の開発を企画、平成12年度中小企業活路開拓調査実現化事業の指定を受けたことを機に、河川環境保全への貢献と新規需要の創出を目的に取り組みることとなった。植栽の対象には、浄化作用が注目されているヨシを選定し、関係施設の視察調査を行った。また、組合所有の技術試験センターでポーラスコンクリートの植生基盤の研究を行い、力学的特性と植栽実験について、立命館大学へ研究を委託した。また、実際の自然環境下における波浪や水深が「ヨシ」の生育状況に及ぼす影響を、琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センターを利用して、ヨシ生育実験を行い、従来の生育方法である「ヤシマット工法」を用いた植栽との比較を行った。現在までのヨシ生育観察では、ヤシマットと比べて、ポーラスコンクリートで栽培の方が風・波に対する抵抗力があり、傾くことなく真っ直ぐに成長しており、防波柵も必要としないなどの点において優れていることが分かった。護岸に利用された場合のコスト面での有利性、環境へ及ぼす影響などについては、17年度まで実験を継続し確認することとしている。さらに、組合所有の技術試験センターが公的試験機関に準ずる認定を受けたことや、組合員の品質管理意識の啓蒙に努めていることなどから、組合員が組合事業に寄せる関心は強く、研究開発の推進にあたって、積極的に協力する状況がみられる。

成果

現在、新たに下水汚泥スラグの利用法の研究に取り組んでおり、組合員が一体となり、今までに蓄積した技術的なノウハウを応用して環境問題に資すると同時に、新市場の開発に取り組むことにしている。



ヨシ苗植付け後、培養土の充填



ポーラスコンクリート工法

平成14年9月

所在地 〒660-0881
 尼崎市昭和通2-6-68
 尼崎市中小企業センター6階

電話番号 06-6401-1074

FAX番号 06-6401-1419

組合員数 614人

出資金 3,966万円

設立 昭和34年4月

地区 尼崎・伊丹・宝塚・西宮市

主な業種 金属製品・一般機械器具・電気
 機械器具製造業

組織形態 異業種連携組合

組合専従者 9人

専従理事 1人

URL <http://www.aia-net.or.jp>

「風力発電機の開発」「移動可能な補助ベットの開発」「高齢者・身障者との意思疎通を円滑にするシステムの開発」の3大テーマに素人集団が挑戦。産官学連携で成果を生んだ

背景と目的

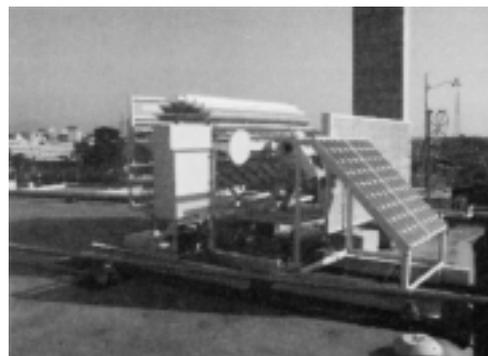
尼崎では、公害に悩まされ克服してきた過去の歴史から、環境保全への意識は高かった。また高齢化は、他人事ではなく自分たちの問題であり、その解決が広く社会に貢献するものとの認識から、公募でテーマを決め、3つの研究会を立ち上げた。新たなテーマのリーダーには、専門企業がなったものの、参加メンバーは異業種の素人集団であった。

取り組みの内容

「風力発電研究会」は、産業技術短期大学の機械工学科の講師を迎えて、基礎理論学習から、施設見学、設計などに取り組み、風速2mで稼動する試作品を完成させた。現在、同大学の屋上で試験中である。「医療福祉用具研究会」は、(財)近畿高エネルギー加工技術研究所から室長を招聘し、身障者トイレで使える伸縮自在なコンパクトなベットを開発した。「意思疎通補助システム開発研究会」は、若手後継者を中心に同大学の情報処理工学科の講師と共に取り組み、コンピュータグラフィックのデジタルシミュレーションを含めた技術を利用し、高齢者・身障者との意思疎通を補助するシステムを開発した。

成果

「風力研」では、2年間で「横置き抗力型多翼風車の発電機」の試作ができ、現在テスト段階に到達しており、メンバーの自信になっている。「医福研」では、尼崎市スポーツ振興事業団から6台の注文を得て、納入しており、今後更なる売上が期待されている。「意思研」は、親機・子機とも開発できたが、親機が300万円と高額なため、その課題克服に努めている。



所在地 〒849-2305
 杵島郡山内町大字宮野23660
 電話番号 0954-45-2501
 FAX番号 0954-45-2502
 組合員数 7人
 出資金 3,080万円
 設立 昭和42年7月

地区 佐賀県
 主な業種 陶磁器製造業
 組織形態 産地組合
 組合専従者 8人
 専従理事 -
 U R L
<http://www.arita.or.jp/acca/acca.html>

従来の陶磁器食器のデザインを払拭した斬新なデザインを開発し、組合の共同事業として世界に通じるブランド、ARITA NANAKURAを完成させた

背景と目的

長引く不況で、陶磁器業界全体の売上げは、ピーク時の50%以下になっている。組合も例外ではなく、生活様式の変化や消費者ニーズの多様化等に対応した新たな陶磁器の価値を創造しなければ、生き残れないという認識から事業に取り組むこととなった。

取り組みの内容

平成14年度に県の地場産業活性化事業に取り組み、組合独自の統一ブランド商品の開発を行った。その際、デザイナーに依頼し、ブランドのコンセプト形成から具体的な商品開発を行い、これまでにない斬新なデザインの食器を展示会（イタリア、ドイツ、東京）に出展し、市場の反応を確かめた。また、この新商品に使う新しい生地、釉薬を開発し、品質を高めるとともに、他の商品との差別化を図るなど、ブランドの地位を高める事業を実施した。

成果

現時点では、まだ試作品を一部の市場に展示した段階であり、具体的な活動はこれからである。現在、取引先候補として約20社が名乗りをあげており、組合で検討している最中である。

（変更前）

陶磁器の生地生産と焼成工程は組合の共同事業であり、中間工程の絵付け、デザイン等は各々の組合員にて独自に行い、販売も各々の組合員にて行っていた。

（変更後）

今回の統一ブランド品は、従来の生地生産、焼成工程に加え、デザイン、販売も組合の共同事業となる。
 この統一ブランド品は、ブランドのイメージ維持のため、新しい流通方法を施行中である。



労使がお手伝いします。

地域の就職支援活動

平成16年10月1日より「無料職業紹介所」開設
事業者の方の求人登録をお待ちしています。詳しくは支援機構まで

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

連合和歌山
商工会連合会

経営者協会
中小企業団体中央会

商工会議所連合会

〒640-8227 和歌山市西汀丁26 (県経済センター4F)

TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.waroushi.jp>

情報連絡員誌

2月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	→	→	↑	↓
	繊維同製品	↓	↓	↓	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	↓	↓	→	↓
	窯業土石製品	→	→	→	→
	鉄鋼金属	↑	↑	↑	↑
非製造業	その他	↓	↓	↓	↓
	卸売業	↑	→	→	→
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↓	↓	↓	↓
	建設業	↓	↓	↓	↓
運輸業	↓	↓	→	↓	
DI 値		-32.5	-45.0	-40.0	-55.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

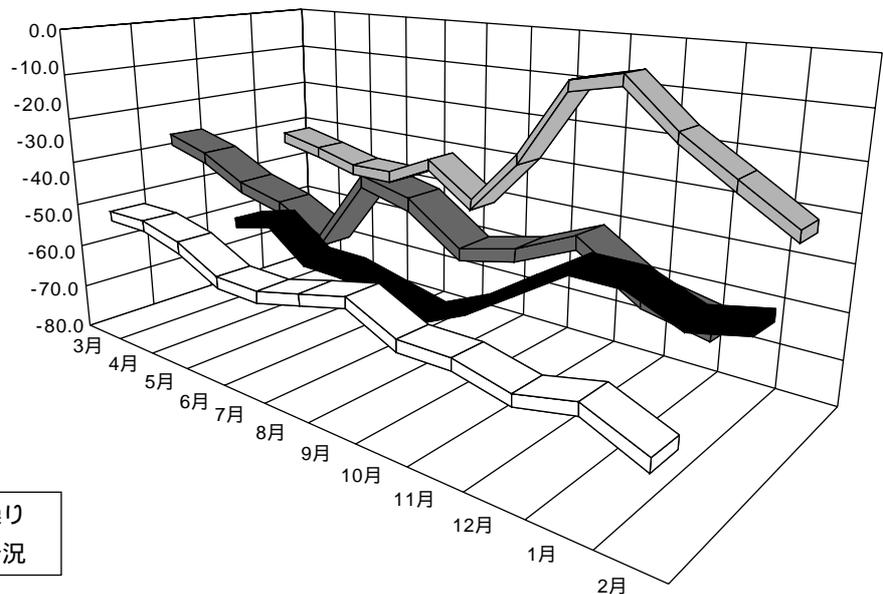
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス55.0ポイントであり、同1月調査と比べて5ポイント悪化した。

同1月調査と比べ、「売上高」は7.5ポイント悪化、「収益状況」は2.5ポイント改善、「資金繰り」は2.5ポイント悪化した。

2月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は14名、「悪化」との回答は24名で、「好転」との回答は2名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



■ 売上高 ■ 資金繰り
■ 収益状況 □ 業界景況

● 製造業 ●

食 料 品	景気動向も先行きの明るさが不透明で、業界全般にわたり、非常に厳しい状況です。本年の梅作柄は、昨年台風上陸の影響で、塩害の梅園も多く見られ（地域による）、生産者の間では、不作だとのウワサが出ております。食品リサイクル法を踏まえ、昨年から取り組んでおりました調味残液の有効利用（肥料化等）のための研究、分析を東京農大に依頼しており、その中間発表会を3月24日に開催します。（梅干）
織 維 ・ 同 製 品	2月は低温続きで、冬物バーゲン商戦のみが活況であったが、梅春物の出足が悪く、晩春・初夏物の受注もパツとしなかった。（ニット） 先月と同じ様に、売上減少状態が続いている。（手袋）
木 材 ・ 木 製 品	都市圏を営業エリアとする一部の企業では、安定した受注があるものの、大半の企業は、需要の低下と競合による受注単価の低下と受注減少から、業況は厳しい状況のみである。（建具） 相変わらず、景況が悪い状態が続いています。（建具）
化 学 ゴ ム	主原料体の価格高騰による収益悪化が出始めている模様。製品価格に転換できるまでの辛抱の時期。（化成品）
窯業・土石製品	現況変わらず厳しい状況。（生コン）
鉄 鋼 ・ 金 属	住友金属工業KKはフル操業体制であるが、協力会社には依然として厳しい状態である（フルに仕事量もある）。（住金協力）

● 非製造業 ●

卸 売 業	2月度、各大手建築プレハブメーカー等は、3月期決算を控え、年度内完工の気配が見え、工事量は1～3月まで動きがあり、電気工事店と共に多忙な月でした。前倒しとはなりますが、販売的にはまあまあの状況です。（電設資材）
小 売 業	4月2日開店予定のダイワロイネットホテルに入居する物販業者のテナントが、2月末現在、決まっていないうのである。何店か空店舗の状態の開店するのだろうか。小売業者の新規参入意欲のないことが、和歌山市の流通業の低迷を示唆している。（和歌山市） 先月に引き続き、バーゲンを続けている店が多いですが、相変わらず悪い感じです。もうすぐ春の商戦に入りますが、良いスタートを切れれば良いですが。（田辺市）
サ ー ビ ス 業	3月1日付け新聞報道によりますと、和歌山県への観光客が過去最高の5.2%増の活字が踊っています。旅館・ホテル関係者は冷やかな反応です。熊野古道の散策客で直接影響のある地域の宿、中辺路・本宮町の民宿が大いに賑わっているとのこと。組合員でないのがとても残念です。（旅館） 対前年同月比で、宿泊人員(86.4%)、総売上料金(85.1%)、1人当たり消費単価(98.5%)、総宿泊料金(83.2%)、1人当たり宿泊単価(101.6%)。1～2月の宿泊人員で見ると、16年は145,192人、17年は129,300人で15,892人の減(-10.9%)である。1月に続き、2月も約10,000人の宿泊人員減。1人当たり売上については、何とか前年に近い比率で維持しているが、入込人員の大幅減が大きく影響している。また、その原因についても決定的なものはない。（白浜旅館） 2月は軽自動車登録が増加した。（田辺自動車）
運 輸 業	業界全体的に数量減になっている。又、燃料も3月以降値上がりとなる様である。（和歌山市） 元売各社より2月1.5円/ℓの値上げに続いて、3月も2円弱/ℓの値上げで、2ヶ月連続値上げの通知が来ています。又、2月16日に発効した京都議定書によれば、CO ₂ の排出削減目標達成の為、石化燃料の消費抑制政策等も今後注視しなければなりません。環境税の導入やCO ₂ の排出枠の規制等で、運送業界は大変厳しい状況である。（有田トラック）

ご寄稿・イベント情報等募集しています！

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、FAXまたはメールにてお送り下さい。

1. 組合等名 2. イベント名 3. 実施月日 4. 実施場所 5. イベント内容(簡単に)

和歌山県中小企業団体中央会情報調査課

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地和歌山県経済センタ - 7階

TEL 073-431-0852 FAX 073-431-4108 Eメールアドレス info@chuokai-wakayama.or.jp

経営者と従業員の福利厚生にピッタリ
和歌山県中小企業団体中央会

経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約



和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎073-431-1109

株式会社 損害保険ジャパン

☎073-433-0591

中央会共済制度

マキシムR (逡増定期保険)

損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます

総合保障プラン

集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障

年金共済 (拠出型企業年金保険)

高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます (個人年金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806

FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 火災 落雷 破裂・爆発 風災・雪災
総合火災共済 上記 ~ 及び 物体の落下・衝突 騒じょう・労働争議 水ぬれ 盗難 水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円~300万円	後遺障害共済金
医療	入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度
共済金	退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度
		300万円限度・365日限度
		実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金 (1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
"	2t超 27,000円

問合先 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる お得な保険制度です。

保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

労災認定を待たずに保険金をお支払い！
従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
入院・通院保険金は1日目からお支払い！
特約により地震などの天災を補償！
建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

新経営安心部長 

お工作中的ケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
入院医療保険金特約にかぎります。
医師の診査は不要。各人の告知も不要！
被保険者数が5名以上の場合に限りです。
記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

21世紀
建保 

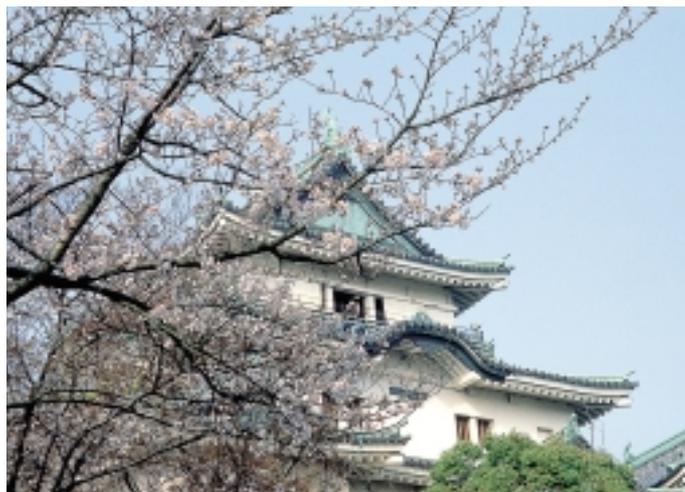
ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
健保の3割自己負担分をお支払いします！
差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
入退院時の交通費をお支払いします！
ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 富士火災海上保険株式会社

本社 〒542-8567 大阪府中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741 (大代表) HOME PAGE
http://www.fujikasai.co.jp
東京本社 〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911 (大代表)

0120-228-386 0120-220-557
24時間365日 事故受付相談サービス



和歌山城



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852
FAX 073-431-4108
URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>
E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp